

安全報告書

(2012年度)

(2012年4月～2013年3月)

本安全報告書は航空法第111条の6の規定に基づき作成されました。

(2013年6月)

新日本航空株式会社

1 輸送の安全を確保するための事業運営の基本方針

弊社では、航空輸送事業を安全に行う事を事業の理念とし、運航を行う事業会社として、安全運航の遂行のために、それぞれの役割で常に安全確認を行い、航空法を遵守する会社である事を経営理念と致します。

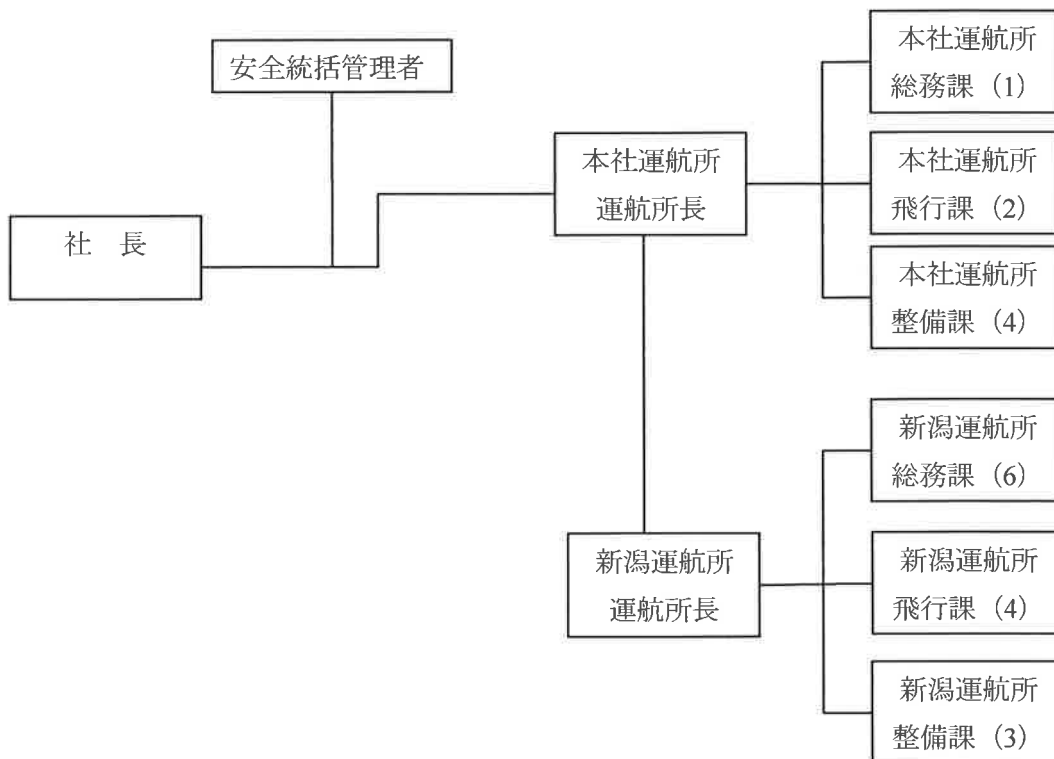
2 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理体制に関する事項

(1) 安全確保に関する組織及び人員に関する情報

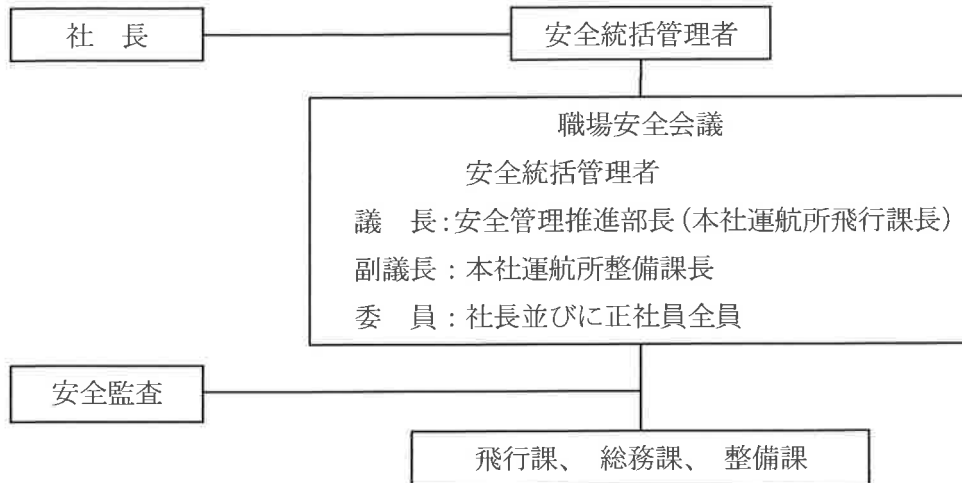
①会社全体及び安全確保に関する組織

弊社での安全管理の為の組織は国土交通省令及び航空局長通達（国空航530-1号、国空機661-1号）において示された安全管理規定により、平成21年4月10日に新日本航空株式会社にて規程しています。

組織図 ※（）内は所属人数



安全管理体制の機能図



②各組織の機能・役割の概要

本社運航所の下に新潟運航所を置きます。

それぞれの運航所に、総務課、飛行課、整備課を置き、新潟運航所総務課内には佐渡担当を置きます。

社長は安全に対するコミットメントを行い、安全方針を明示します。そして、安全管理体制を定期的に見直し、改善を行います。また、安全統括管理者を任命します。

安全統括管理者は安全管理体制の改善を推進し、監視を行います。安全施策・安全投資など経営上の意思決定に関与し、また安全に関する重要事項について社長に報告します。

職場安全会議は2ヶ月に1回開催し、事故原因及び航空安全等に対する意見交換を行い、運航上の安全対策を考察しております。

安全管理推進部長（本社運航所飛行課長）は、安全管理体制の妥当性・有効性をモニターし、安全統括管理者に改善の必要性について報告します。また、監査の結果を評価し、社長・安全統括管理者に監査結果及び是正処置を報告します。

飛行課、総務課、整備課の課長は、課員に対して安全目標や情報の周知を行い、業務が規定に従って行われるよう環境を作り、モニターします。また、業務に係る不安全要素の報告を奨励し、動機付けを行います。

飛行課、総務課、整備課の課員は、法令、規定、基準を順守し、認定された資格の範囲の業務を確実にを行い、不安全要素の報告及び改善の実施、提案を行います。

③航空機乗組員、客室乗務員及び整備従事者の数

航空機乗組員 : 5名	整備従事者 : 7名
-------------	------------

④運航管理者の数及び整備従事者のうち有資格整備士の数

運航管理担当者 : 6名	有資格整備士 : 6名
--------------	-------------

(2) 日常運航の支援体制

①航空機乗組員、整備従事者及び運航管理者に係る定期訓練及び審査の内容

「運航規程審査要領」(空航第58号)「整備規程審査要領」(空機第73号)及び「航空運送事業及び航空機使用事業の許可及び事業計画変更の許可審査要領(空航第69号)(空機第68号)により定められております。

②日常運航における問題点の把握とその共有、現場へのフィードバック体制

ヒヤリハット情報等の社内報告制度を用い、必要部署に伝達しております。
また、職場安全会議を実施する事により、情報を共有しております。

③安全に関する社内啓発活動等の取り組み

職場安全会議を2ヶ月に1回開催し、事故原因及び航空安全等に対する意見交換を行い、運航上の安全対策を考察しております。

(3) 使用している航空機に関する情報 (2013年3月末現在)

機種	機数	座席数	平均年間飛行時間	導入開始年	平均機齢
セスナ式 172型	4	4	169時間	1976年	32
パイパー式 PA-34-200T型	1	6	11時間	1999年	33
ブリテンノーマン式 BN2B-20型	1	10	625時間	2011年	23

3 航空法 第111条の4の規程に基づく報告に関する事項

2012年度においては、航空法第111条の4に規定する「航空機の正常な運航に安全上の支障を及ぼす事態」（事故・重大インシデント及びその他の安全上のトラブル）は、航空運送事業に係るものは1件です。

概要：ブリテン・ノーマン式 BN-2B-20 型 JA80CT は路線運航のため平成24年7月3日17時02分に佐渡空港を離陸し、同17時22分頃新潟空港に着陸。新潟空港のスポットNo.3に機種を東に向け駐機するため、地上誘導員の誘導に従い、機種南向けより左旋回を行っていたところ、駐車していた弊社所属の旅客送迎用の車両後部に右翼端が接触し、車両後部及び、機体を損傷した。乗員1名及び乗客4名に怪我はなかった。

再発防止策：①パイロットは周囲に十分な注意を払い地上滑走を行う。

②地上誘導員及びパイロットがスポットインの位置を間違えないように空港事務所の許可を受けたうえでエプロンにマーキングを行う。

③送迎車両の待機位置をより庁舎側へ移動させる。

④「業務実施標準」の再教育を行う

4 輸送の安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置

(1) 航空機の正常な運航に安全上の支障を及ぼす事態の再発防止のために講じた措置及び講じようとする措置

安全運航会議において業務実施標準の改定を行い、社員全員に再教育を実施した。

(2) 国から受けた事業改善命令、厳重注意その他文書による行政処分又は行政指導を受けた場合、これに関して講じた措置及び講じようとする措置

ございません。

(3) その他、安全性の向上のために講じた措置及び講じようとする措置

カメラ付きのインターネット会議を導入し、本社運航所・新潟運航所間の連携の向上をはかっている。

- (4) 輸送の安全に関する目標の達成度、安全に関する取組みの実施状況、安全上のトラブル発生状況を踏まえた、当該年度における自社の輸送の安全の状況に関する総括的な評価

2012年度は、「3 航空法第111条の4の規程に基づく報告に関する事項」で記載した、ブリテン・ノーマン式 BN-2B-20 型 JA80CT による地上車両との接触が発生しました。基本を確実に守れば防止できる事故・重大インシデント及びその他の安全上のトラブルをなくすため、全社員で再度基本に戻り安全運航に努めたいと考えております。

- (5) 2013年度における安全目標

2013年度も再度「Back To The Basics」を標語とし、航空の安全に資する事を年度目標と致します。